

# 建築基準法の見直しに関する検討会座長中間とりまとめ案への意見

資料 2

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
秋山 一美	1	2	8	「適用に係る建築物の規模等の区分について」	左記の箇所を「適用に係る建築物の高さ等、規模の区分について」と修正。	3階建て以下の小規模建築物における軒の高さ9mの制約が、住宅市場において不合理な計画を誘発し、建築主の不利益を招いています。また9mに構造上の根拠が無いことから、その撤廃を第3回検討会意見、第8回検討会追加意見として述べさせていただきました。
	2	2	20-21	「適用範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度、～」	左記の箇所を「適用範囲に関し、建築物の規模等を勘案した各構造計算ルートの審査の難易度、～」と修正。	とりまとめ案の「規模等の範囲」には、軒の高さも含めて頂いたものと考えますが、技術的検討を行う委員会等における具体的な論点として頂きたく、「高さ等、規模」に修正して頂きたいと考えます。
	3	4	34-35	34行目と35行目の間	左記の箇所に「平成21年に増改築関係の規制緩和がされて、木造住宅に効果的なものだったが、その他の構法についても、同程度の規制緩和をすべきという意見が出された。」と追記。	平成21年9月1日付けで施行された増改築の規制緩和は、木造住宅には効果的なものでしたが、こうした増改築促進施策は全建築物に対して適用すべきという提案を第3回検討会にて述べさせていただきました。増改築については、新耐震以降の建築物で一定の基準を満たしているものは、構法によらず、積極的に活用すべきストックとして判断し、活用促進のためには早急な法の見直しが見込まれます。
	4	5	9-10	「～ある旨が提起された。」以降	左記の箇所に「建築材料等の大臣認定においては、認定に要する期間や費用が多大なものになっている事が指摘されている。」を追記。	防火材料の大臣認定に関する期間と費用の問題と、その解決の一案として民間の試験施設や専門家を活用する迅速化は、第7回検討会追加意見としてご提案させて頂きました。材料や工法に関する技術開発において、防耐火材料等の大臣認定については、グローバル化も視野に入れた合理的な試験や民間開放も含めた認定制度への見直しを早急に行うべきです。
	5	5	13-14	「～旧第38条の規定に基づく大臣認定と同様の技術認定制度の創設等、建築技術の進歩を促進する～」	「～旧第38条の規定に基づく大臣認定と同様の技術認定制度の創設や民間資源を活用した制度改革等、建築技術の進歩を促進する～」と修正。	同上
浅田 行則	6	5	26	その他の意見に追加願いたい。	・「みなし確認規定」の見直し	指定確認検査機関と建築主事の役割分担、責任を明確化するためにも見直しが必要。 なお、全国の特定行政庁も同意見であると思います
	7	3	33-34	確認審査の実態調査の結果から審査期間が極めて長いのは自治体が建築主となる物件が多いなど、特に……	確認審査の実態調査の結果から審査期間が極めて長い物件も見受けられるなど、特に……	第8回検討会の資料とするための実態調査の結果から記述されたものと思いますが、検討会委員の調査でサンプル数が少ないこと、また、審査側の調査結果では自治体が建築主である物件が長期間かかっているという実態が見受けられないことから、修正願いたい。 案の表現であれば、一般的に自治体の建築物は長期間要するとの誤解を与えかねない。
岡和田 喜久雄	8	3	17-18	「……制度を廃止しないことによる～」	左記の箇所を「認定プログラムを活用することも少なくなっているため、認定制度を廃止するメリットは小さいが、制度の見直しを求める意見があった。 更に、認定プログラムを使用することに対する計算図書の一部省略や審査の法定期間の短縮等に関して検討を要する」と修正。	確認の構造審査や構造計算適合性判定では、プログラムの大臣認定の有無に関わらず実質審査は同じように入力の適正を確認することを行っているため、計算書の一部省略は審査に支障をきたすことがある。 また、プログラム認定の有無により実質審査時間が短くなることはないため。
来海 忠男	9	1	22	「構造設計一級建築士が関与した場合に不要とすること」	左記の箇所を「構造設計一級建築士が関与した場合に不要とすること。但し適判を行う事も出来る。」と修正。	共同住宅等の今回のきっかけとなったエンドユーザー対象の建物等は適判を行う事が出来る。 そうする事により、エンドユーザー等は適判により守られ、その他の適判が不要と考えている建物主にも、無駄な労力、コスト、時間を強いる必要が無くなるため。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
齋藤 拓生	10	1	1-14	「はじめに」の記述について	「はじめに」は、要旨、①18年改正に係わる3つの検討課題を与えられ、3つの検討課題を中心として議論した、②建築物の安全性の確保を図るという18年改正の趣旨自体については、異論はないものの、3つの検討課題について、18年改正の見直しが必要か否かについては、意見がわかれ、一致をみることはできなかった、③本とりまとめにおいては、検討会における主要な意見を整理して、紹介したうえで、今後の議論のあり方・方向性を述べることにし、という内容にすべきである。	「はじめに」は、「とりまとめ」の序論であり、そこでは、「とりまとめ」がどのような内容のものであるのかを簡潔に示すべきである。そうだとすれば、上記のような内容にするのが相当である。 座長案の結論は、「建築基準法を抜本的に見直すためのロードマップを早急に策定することが必要である」というものであるが、それは、本検討会の主要テーマである「3つの検討課題」とは、直接的には関係がなく、また、2以下の記述とも論理的につながらないから、「はじめに」に書くことは適当でないとする。 当検討会においては、建築基準法の何をどのように抜本的に見直す必要があるのかについては、正面から議論しておらず、私は、最後であっても、「建築基準法を抜本的に見直すためのロードマップを早急に策定することが必要である」ということを書くことには、反対である。もちろん、どのような法律であっても、時代や社会の要請に適合するよう普遍に見直す必要があることは当然であり、必要であるが、そのような、当たり前のことをあえて書く必要はないと考える。 仮にどうしても書くというのであれば、最後に、付加できに書くべきである。
	11	1	15	2の表題について	「検討会で出された3つの検討課題についての意見の要約」とすべきである。	原案では、「三つの検討課題に係わる当面の見直し方向等」というものであるが、当検討会においては、「見直しする」ということで一致したわけではないので、「……当面の見直し方向等」という表題は適切ではない。本文にも、「多くの意見が出されたが、それらを要約すると、次のようになる。」とあることからすれば、「検討会で出された3つの検討課題についての意見の要約」とするのが、本文の記述内容にも合致する、と考える。
	12	2	18-19	「構造計算適合性判定を不要とすることが可能な範囲について精査することが強く求められた。」	「構造計算適合性判定の適用範囲の見直しの是非、仮に見直すとした場合における見直しの範囲について精査することが強く求められた。」とすべきである。	建築主事の審査能力との兼ね合いを問題とするのであれば、そもそも「構造計算適合性判定の適用範囲の見直しの是非」についても精査する必要があるというべきであり、現に、そのような意見も出ていたのであるから、上記の通りとすべきである。
	13	2	21	「……対象外とすることが可能な範囲等……」	「適用範囲の見直しの是非、仮に見直すとした場合における見直しの範囲等……」とする。	上記と同様である。 当検討会においては、構造計算適合性判定の適用範囲を見直すべきであるとの結論は出ていないのであるから、見直しを前提として、「対象外とすることが可能な範囲」を精査するというのは、適当でない。
	14	2	22-23	「……委員会等を設置し、当該委員会にける検討結果を踏まえ、見直しを行う必要があると考えられる。」	「……委員会等を設置すべきである。」とすべきである。	上記と同様である。 「見直しを行う必要があると考えられる。」というのは、見直しを前提とする表現であり、適当でない。
	15	2	34-35	34行目と35行目の間	「なお、委員会の構成員の人選にあたっては、構造計算適合性判定の適用範囲の安易な見直しがなされないようにするための配慮が必要不可欠である。」を挿入する。	当検討会において、建築士会、日本建築家協会、事務所協会等の建築士関係者、生産団体関係者の方々には、見直しに極めて積極的であった。そのような方々のみで、委員会が構成されることになれば、18年改正の趣旨が大きく損なわれことが危惧され、建物の安全性確保＝消費者保護の観点から、極めて問題である。それゆえ、上記のような記述の追加が必要不可欠である。
	16	2	36-38	「このため、……ワンストップ化に関しては、……検証することが望ましいと考えられる。」	「このため、……ワンストップ化導入の是非は、……検証したうえで、判断することが望ましいと考えられる。」とすべきである。	原案だと、ワンストップ化することを前提としているように読めてしまうので、上記の通り修正するのが相当である。
	17	3	37	「したがって、建築確認審査の法定期間については、平成22年6月の運用改善後の……」	「建築確認審査の法定期間については、当面は現在の規定を維持したうえで、平成22年6月の運用改善後の……」とすべきである。	当面は、現行規定を維持するという結論なのであるから、そのことを明確にするために、「当面は現在の規定を維持したうえで」との文言を付加するのが相当である。
	18	4	9	「また、」以降	「現行の罰則はすでに十分厳しいものであり、さらに法定刑を引き上げる必要はないとの指摘や、」を挿入する。	12行目以下のまとめで、そのような指摘の存在を前提とする記述が出てくるからである。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
齋藤 拓生	19	4	10	「よる制裁があることを前提に、」以降	「罰則の強化よりも、」を挿入する。	指摘の趣旨をより明確となるからである。
	20	4	12-15	左記該当箇所	「罰則(法定刑)の引き上げの是非に関しては、他制度における罰則の水準を考慮するとともに、併せて、効果的な行政処分による制裁を通じた不正防止の効果を検証したうえで、判断すべきである。なお、何よりも重要なことは違反を事前に防止することであり、設計段階のみならず、施工段階も含めた、より効果的な違反防止策が併せて検討されなければならない。」とすべきである。	原案は、趣旨がやや不明である。というか、罰則(法定刑)の引き上げは不要であるという結論のようにも読める。罰則(法定刑)の引き上げの是非については、賛否両論あり、結論が出ていないのであるから、上記ようにまとめるのが相当である。つまり、罰則(法定刑)の引き上げについては、消極論が理由とするところを十分検討したうえで、結論を出すべきである、とまとめるのが、相当である。
	21	5	28-32	左記該当箇所	「本検討会においては平成22年3月8日以来、……を中心に議論を行った。一定の結論に達することはできなかったが、論点を整理し、議論を進めるにあたって考慮すべき事項が以上の通り明らかとなった。国土交通省においては、本報告を踏まえ、建築物の安全性の確保を図るという18年改正の趣旨を堅持しつつ、検討課題についての検討体制を整備し、さらに議論を深めることを求める。」	原案には、「見直し方向等を上記の通りとりまとめた。」「制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く求める。」とあるが、当検討会では、「見直し」ということで、結論の一致を見ていないから、そのような表現は適切ではない。当検討会の現時点での到達点は、論点を整理したことと議論を進めるにあたって考慮すべき事項を明らかにしたことである。当検討会では、一定の結論は出なかったが、建築士団体及び生産団体からの強い見直し要請がある一方で、建物安全性確保＝消費者保護の観点からは、安易な見直しには、大きな問題があることが明らかとなったことには、大きな意義があると考える。この問題は、世論が二分する問題であり、様々な立場の人々が議論に参加し、慎重な議論を行うことが是非とも必要である。そのような意味で、建築基準法改正を消費者保護の視点から検討する私のような人間を当検討会のメンバーに加えていただいたことに心から感謝しております。
重田 尚宏	22	3	12-13	12行目と13行目の間に追加	・用途が住居系で木造3階建の構造計算適合性判定制度の対象範囲(軒高等)の見直しの提案がなされた	第8回委員会に複数の委員から適判範囲を木造3階建の軒高、高さを実行の9M、13Mを10M、13Mとすべきであるとの提案があった。詳しくは第8回の資料参照のこと
	23	5	26	④項目の最後に追加	・建築物用途として特異性のある住宅は、住宅に特化した規定で扱うべきである	第3回の意見陳述の後、他の委員より賛同の意見があった住宅規定(住宅建築基準法)の策定の提案を標記した又、“はじめに”の項に記載の建築基準法の抜本的見直しとの示唆を受けて、法律の改正の方法として、現行の基準法の中から住居関連規定を抽出し、住居規定を設け、規定はそのまま、移動すれば、規定が変わった訳ではないので、混乱は起きず、その後改正を行えば、部分的改正となり、それから逐次現代社会に即した法律にしていくという方法です。
谷合 周三	24	1	3-6	「1 はじめに」の「現在の建築基準法を抜本的に見直すべきであるなど、建築基準法の現状が現在の建築設計や施工のあり方に適合していないとする意見が少なからず出された。建築に携わっている関係者の大方も、現在の建築基準法が望ましい形にはなっていないと考えていると思われる。」	左記の箇所を「上記3つの検討課題のほかにも、様々な意見が出された。」と修正すべきと考えます。	当検討会においては、現行の建築基準法の趣旨目的、制度等を前提に(同法は、1条の目的を実現するために、建築物が確保すべき最低基準を定め、同基準が遵守されるように、建築確認、中間検査、完了検査制度を骨格として、違反建築物に対する措置等の制度を準備している。)、上記3つの検討課題をテーマとして設定されて検討を開始し、検討過程で、これに限らず、各委員から様々な意見が提出されましたが、上記基準法の趣旨目的等を抜本的に見直すことの可否については、議論のテーマとはなっていませんでした。そのため、当職は、抜本的な見直しの可否については、一切意見を述べていません。なお、上記基準法の趣旨目的等を抜本的に見直すことについては、反対です。また、左記箇所の第2文については、当検討会において、「建築に携わっている関係者の大方」の意見を合理的に推測できるような根拠資料等は、ないと考えますので、削除を求めます。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
谷合 周三	25	1	8-10	「1 はじめに」の第2段落について	左記の箇所は削除すべきです。	前記のとおり、当検討会では、「建築基準法の抜本的見直し」の要否は、議論のテーマとなっておりませんので、当検討会で、「抜本的見直し」の必要性が確認されたかのような記述は、不適切と考えます。
	26	1	11-14	「1 はじめに」の第3段落について	左記の箇所は削除すべきです。	上記②と同様です。
	27	1	1-14	「1 はじめに」について	「はじめに」に記述するとすれば、以下のような趣旨となるかと考えます。  「上記3つの検討課題のほか、他のテーマについても、改正の要否等が議論され、多数の意見が提出された。そこで、各検討課題、テーマごとに、現行建築基準法における各制度の問題点の有無等を検討し、建築基準法の目的（「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」）を、よりよく実現するための、見直しの要否等を、引き続き検討する必要がある。」	
	28	2	16-23	「このため、実務者を交えた技術的検討を行う体制を早急に整備し、建築主事の審査能力との兼ね合いから構造計算適合性判定を不要とすることが可能な範囲について精査することが強く求められた。 以上を踏まえ、構造計算適合性判定の適用範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度、建築主事側の審査能力等に基づき対象外とすることが可能な範囲等について精査を行うため、早急に技術的検討を行う委員会等を設置し、当該委員会における検討結果を踏まえ、見直しを行う必要があると考えられる。」	左記の箇所は、以下のとおり修正すべきと考えます。  「このため、実務者を交えた技術的検討を行う体制を早急に整備し、建築主事の審査能力との兼ね合いからの向上のための対策のほか、建築確認審査の実態を踏まえ、構造計算適合性判定制度の対象範囲の見直しの要否、見直しを行う場合には、その範囲等について精査することが強く求められた。他方で、前記のとおり、構造計算適合性判定制度の対象範囲については、見直す必要はないとの慎重意見も提起された。以上を踏まえ、構造計算適合性判定の適用範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度、建築主事側の審査能力等に基づき対象外とすることが可能な範囲等について検討を行い、対象範囲の見直しの要否等について精査を行うため、消費者代表を含めた関係各方面からの意見を集約し、透明性の確保された、早急に技術的検討を行う委員会等を設置し、当該委員会における検討結果を踏まえ、見直しの要否等を検討すべきであるを行う必要があると考えられる。」	適判制度の対象範囲については、見直すべきかどうかについて、慎重意見と積極意見とがあり、結論は出ていないと思います。また、積極意見を拝見しても、現行の対象範囲の設定を緩和することの、実質的な必要性については、具体的なお説明が確認できず、一方で、緩和しても、確認審査で、基準法の最低基準を確保できる審査制度が維持できるとする具体的なお説明もなかったと思います。そこで、引き続き、委員会等を設置して、対象範囲を議論する場合にも、見直しの要否から議論すべきだと思います。また、当該委員会には、ぜひとも、消費者代表の方々も出席し、意見を述べられるようにしていただきたいと考えます。建築基準法は、前記のとおり、「国民の生命、健康及び財産の保護を図る」ことを目的とした法律だからです。
	29	2	25-27	「上記委員会においてはこれらの関連テーマを含め、建築基準法の技術基準に関し技術的見地から検討を行う必要があると考えられる。」	左記の箇所は、以下のとおり修正すべきと考えます。  「上記委員会においてはこれらの関連テーマを含め、混構造建築物、後述の伝統的工法による建築物について、建築基準法の技術基準に関し技術的見地から検討を行う必要があると考えられる。」	本検討会においては、建築基準法の技術基準の検討の必要性は、混構造建築物、伝統的工法による建築物について、意見が提出されたと思いますが、他の構造の建築物については、技術基準自体の検討に関する意見はなかったと思います。そのため、上記の限定を行う方が明確になると考えます。
	30	2	38	38行目と39行目の間	左記部分に次の記述を入れるべきと考えます。  「もっとも、ワンストップ化は、現行建築基準法が、耐震強度偽装事件に対する対策として、建築確認機関と異なる構造計算適合性判定機関によるピアチェックを行うことによって、建築物の構造安全性のチェックを確実にしようとした趣旨も適切に考慮して検討される必要がある。」	原案の記述では、ワンストップ化を実施することが前提となっているようにも読めるため、問題点がある場合には、ワンストップ化をしないという選択肢もあることも明確にすべきと考えます。
	31	3	37-38	「したがって、建築確認検査の法定期間については、平成22年6月の運用改善後の実態等を踏まえ検討するとともに、」	左記の箇所は、以下のとおり修正すべきと考えます。  「したがって、建築確認検査の法定期間については、現時点においては、現行建築基準法を改正すべき必要性はなく、今後、平成22年6月の運用改善後の実態等を踏まえ検討するとともに、」	法定期間については、現行法を直ちに改正すべきとの意見は、結論としては、なかったと思われます。そこで、かかる趣旨を明記しておくべきと考えます。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案 における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
谷合 周三	32	4	14-15	「この場合、設計段階のみならず、施工段階も含めた、より効果的な違反防止策を検討すべきである。」	左記の箇所は、以下のとおり修正すべきと考えます。 「この場合、設計段階のみならず、施工段階も含めた、また、設計者、工事監理者、施工者、建築確認検査機関及び適合性判定機関も対象とした、より効果的な違反防止策を検討すべきである。」	違反者に対する罰則、行政処分については、建築士以外の違反者に対する対応も必要であるとの意見が提出されていたと思います。そのため、建築基準法違反に対する刑罰、行政処分を、より適切かつ効果的にするべく、上記検討も必要であることを明記しておくべきと考えます。
	33	4	27	2(4)①の末尾	左記部分に次の記述を入れるべきと考えます。 「特に、いわゆる4号建築物については、消費者被害の予防のために、重要な工程部分について、中間検査制度の導入が必要不可欠であるとの意見があった。」	4号建築物の安全性確保の必要性については、意見を述べさせていただきますので、上記記述を入れていただければと考えます。
	34	5	29-30	「これらの検討課題に係る当面の見直し方向等を上記の通りとりまとめた。」	左記の箇所は、以下のとおり修正すべきと考えます。 「これらの検討課題に係る当面の見直し方向等について、見直しの要否を含め、上記の通りとりまとめた。」	各検討課題について、見直し不要との意見もあったので、まとめとしては、見直しの要否を含め、と明記する方が正確と考えます。
	35	5	31-32	「国土交通省には、本報告を踏まえ、技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く求める。」	左記の箇所は、以下のとおり修正すべきと考えます。 「国土交通省には、本報告を踏まえ、技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く、各課題の検討を行うことを求める。」	「技術基準検討体制の整備」については、前記のとおり、混構造建築物、伝統工法による建築物(及び大臣認定に係る制度)については、技術基準(ないし、認定制度)の検討を求める意見があったと思いますが、他の構造に関する「技術基準」については、現行建築基準法に基づく技術基準を検討すべきとする意見はなかったと思います。 そのため、「おわりに」で、「技術基準検討体制の整備」を求めることは、誤解を生ずる危険があるので、削除すべきと考えます。 また、各制度の見直しについては、その要否についても意見がありましたので、「制度見直し」を行うことを前提とするまとめには、反対です。
	36	5	36	「おわりに」の末尾	左記部分に次の記述を入れるべきと考えます。 「以上の検討にあたっては、建築基準法の目的(「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」)を、よりよく実現するための検討であるということが、大前提として確認される必要がある。」	本検討会では、建築基準法の定める制度のうちの一部の制度についての見直しの要否等を中心テーマとして検討されましたところ、同法の究極の趣旨目的を確認する記述は、ぜひとも入れておくべきと考えます。
東條 隆郎 細澤 治 三栖 邦博 峰政 克義	37	1	1-14	「1 はじめに」	「はじめに」を書き直すに当たって、三つの課題が中心であったことには異論はないが、第一回検討会冒頭の馬淵副大臣の挨拶にあった通り、これらに限定せず建築行政全般に関わる法制度の整備に向けて幅広く議論するということでスタートしたことに言及して頂きたい。 これらに限定せず広く議論するということでスタートしたことに言及して頂きたい。	
	38	1	14-16	右記のように変更されたい	「・上記のような場合に不要とする代わりにサンプル調査を実施すること」を「・比較的容易な構造計算による場合は不要とすること」の後、最後にまわされたい。	原案では上記2つの場合のみを対象とする意味に取れるが、これはすべての場合を対象にしているため。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案 における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
東條 隆郎 細澤 治 三栖 邦博 峰政 克義	39	2-3	28(p.2)~ 3(p.3)	「構造計算適合性判定制度の実施方法について」右記のように修正されたい。	「構造計算適合性判定は、判定員を要する建築確認検査機関では建築確認とあわせ、同一の機関の中でもできるようにする、所謂確認と適判のワンストップ化を進めるべきであり、それによる審査期間の短縮の効果や必要な審査調整が一元化される効果は大きいとする意見が複数の委員から提出された。これについては、ワンストップ化による期間短縮効果は大きくなく、異なる機関によるダブルチェックを堅持すべきとの意見がある一方、現実の審査が必ずしも審査のダブルチェックではなく、むしろ役割分担となっている実態があり、また、確認検査機関に必要な第三者性はこの前の改正で措置されているので、公正な審査が確保できるような実施方法や体制等があればワンストップ化可能であるとの意見も出された。 このため、建築確認と構造計算適合性判定の審査のワンストップ化に関しては、求められる実施方法、体制等の課題を精査した上で、その実施について検討することが望ましいと考えられる。」	原案では、賛成・肯定的意見が十分紹介されておらず、反対・否定的意見が中心に列挙されており、誤解を招く恐れがある。また、適判員はすでに約1万人存在し、確認検査機関に必要な第三者性はこの前の改正で十分に措置されたと見做されるので、ワンストップ化する場合の前提として、第三者性・審査能力の検証は不要ではないかと考えるため。
	40	3	17-18	「第二点目に関しては制度を廃止しないことによる実態上のデメリットは確認されなかった。」を右記に修正されたい	「第二点目に関しては、構造計算における計算ソフトはあくまで手段・道具であり、認定プログラムによる構造計算が政令等で定められた構造計算と同等とする制度は、構造設計に関する社会の誤解を更に助長するものであり、廃止すべきである、との意見が出された」	
	41	4	9-11	右記下線部を追加、修正されたい	「また、事後の罰則では被害者の救済に直結しないとの指摘や、効果的な行政処分による制裁があることを前提に、事前チェック機能を強化すること、実際に設計する建築士・建築士事務所の資質の維持向上、業務の進歩・適正化を図ること、などが欠陥建築防止につながり有効ではないかとの指摘もあった。 この場合、従来から、信頼できる建築士・建築士事務所を目指してその努力を重ねてきた関係団体の自律的監督体制を、活用出来るよう検討していくべきとの意見があった。 併せて、一定期間無違反である建築士の過去の処分経歴を抹消できる措置、法定講習実施機関の登録要件の見直し、などを要望する意見があった。」	欠陥建築を作らせないためには、厳罰化よりも、建築士・建築士事務所が適正な業務を出来るようにする環境整備こそが重要とした意見が全く反映されていないため。
	42	4	27	「(4)その他の課題について」の「①工事監理・中間検査・完了検査に関する意見」に、右記を追加。	また、完了検査済証未交付建物の使用制限を徹底すべきとの意見も出された。	
	43	5	15	④その他の課題について、右記意見を追加	「④施工中に生じる変更手続きの簡素化に関する意見：建築の設計から竣工までには長い時間を要するため、その間に発注者の要望や経済的要因による設計変更ならびに生産過程における技術的な進歩などが生じるが、本来それらの変化に対して、生産体制や法制度は柔軟に対応できることが必要であり、施工中の計画変更に対して、簡易な手続きによって工事の継続を認める手続規定を作り、中間・完了検査前にまとめて計画変更を行なう等の変更申請手続きが可能な仕組みとすべき、との指摘もなされた。」	
44	5	15	④その他の課題について、建築設備士の業務権限に関し、別項目立てとし、右記意見を追加。	「④建築設備士の業務権限 建築設備設計を担当する建築士は少なく、実際には建築設備士が当たっている現状を認め、建築設備士に対し、業務権限の一部を認め、建築士のもとでその業務が可能となるように法整備をすべきとの意見があった」と及び「その意見に特段の反対意見はなかったこと」		
乗松 昭一郎	45	2	16-23	「実務者を交えた～見直しを行う」	左記の箇所を「構造計算ルート等その難易度によって構造計算適合性判定を不要とする場合は、実務者を交えた技術的検討を行う体制を整備し、不要とすることが可能な範囲を精査する」と修正。	20行目～23行目までは、その前段の比較的容易な構造計算による場合に構造計算適合性判定を不要とする場合の内容と思われる。段落を変えて「以上を踏まえ、」とすることで全体として対象範囲の見直しが必要との意見に集約されているように受け取られかねない。そのような結論にまでは至っていないと思われるため。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
乗松 昭一郎	46	2	25-27	25行目「意見も提起されており、」～28行目まで	左記の箇所を「意見も提起されている。」と修正。	上記修正との関係。また、必要性についてそれほどの議論は無かったのではないかな。
	47	2	36-38	「このため、～考えられる。」	左記の箇所を削除。	条件付きながら審査のワンストップ化を推奨しているような印象を受けるのではないかな。そこまでの結論に至ってはいないと思われる。
	48	3	14-16	左記該当箇所	左記の箇所を「したがって、エキスパンションジョイントで接続された複数の部分からなる建築物に関する構造計算適合性判定の適用範囲については、見直しを検討する必要があると考えられる。」と修正。	エキスパンションジョイント接合部分に関する見直しは、他の理由による構造計算適合性判定の見直しに有無にかかわらず、見直しが有効。
	49	4	3	「に取り組むべき」。	左記の箇所を「を検討すべき」と修正。	導入ありきとまでは議論されていないのではないかな。
牧村 功	50	2-3	39(p.2)-1(p.3)	「また、関連して、・・・住宅瑕疵担保責任保険の手続きのワンストップ化を図るべき・・・」の記述について	左記の箇所を「・・・住宅瑕疵担保責任保険、省エネルギー計画書等の諸手続きのワンストップ化を図るべき・・・」と修正。	省エネ法改正により、今年の4月より、「2,000㎡以上の建築物」の中・大規模から、「300㎡以上の建築物」の小規模施設にも、工事着手前の省エネルギー計画書提出が義務付けられた。確認申請と省エネ計画書の提出窓口が異なるため、着工前の省エネルギー計画書チェックなしに、工事着手となる状況が起こっている。確認申請受付時に、省エネルギー計画書も合わせて受け付ける手法をとれば、このような現象は起こらない。
	51	5	16-26	その他の意見2(1)の記述について	左記の箇所を、第10回検討会にて提出した資料に基づき、見直しの検討をお願いします。(別紙参照)	
三栖 邦博	52	4	11-12	11行目と12行目の間右記を追加	以下の意見があったことを記載していただきたい。 「設計監理業務の契約当事者である建築士事務所への罰則規定の強化が必要 ・管理建築士講習の受講の定期化」	厳罰化よりも建築士・建築士事務所が適正な業務を出来るようにする環境整備こそが重要とした意見が記載されていないため。
	53	5	19	「その他の意見」の3行後(4号建築物の行の後)に、右記を追加	以下の意見があったことを記載していただきたい。 「建物の設計と工事監理は原則すべて建築士でなければできないようにすること」	大都市部では小規模な建築物が多いため、建築士が関与しない設計・工事監理がなされていることが問題との観点からなされた意見が記載されていないため。
山本 利徳	54	1	23	2(1)①の記述について ・自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすること	①(意見内容) ・構造1級建築士が関与し、自ら完成後の建築物を使用する建築主が同意する場合に免除の申請ができること	本内容は、「構造1級建築士が関与すること」及び「免除の申請ができること」が前提条件であったと認識している。 (来海委員、橋爪委員、山本)
	55	4	28	2(4)②の記述について	②(意見内容) 既存不適格建築物の増改築等については既存面積の1/2を超える増改築が出来ない状況にある。例えば既存をH18年に建築した場合、建設後4年で既存の1/2を超える増改築が出来ないこととなり、工場等の生産空間の拡張に制限が生じる。この原因により工場の国内設置ができない場合がある。既存不適格建築物がどの程度まで残ることを許容するかについての社会的コンセンサスの形成が必要であるとの指摘については、既存建築物の経過年数、既存部分の耐震性確保、増改築部分の構造計算適合性判定の適用などを総合的に検討して、緩和措置を求めたい。	
脇出 一郎	56	1	4-5	「建築基準法の現状が現在の建築設計、施工のあり方に・・・」	左記の箇所を「建築基準法の現状が現在の建物用途規制や建築設計、施工のあり方に・・・」と修正。	設計や施工以外にも現行法が現状に追いついていない代表的な例として用途規制を例示として追加すべき。
	57	1	16	「かなりの時間をかけて・・・」	左記の箇所を「構造計算適合性判定制度を中心にかなりの時間をかけて・・・」と修正。	構造計算適合性判定制度と他の2のテーマでは検討に要した時間が明らかに異なっており、他の2テーマについても同様な密度で検討されたと誤解されるのを防ぐため。

委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案 における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
脇出 一郎	58	2	16	「特に小規模な特定行政庁等においては…」	左記の箇所を「特定行政庁によっては…」と修正。	特定行政庁の規模別の分析資料はなかったはず。
	59	3	34	「特に小規模な特定行政庁等においては…」	左記の箇所を「特定行政庁によっては…」と修正。	特定行政庁の規模別の分析資料はなかったはず。
	60	2	24	「混構造建築物の構造計算方法の…」	特に混構造建築物を意識した議論はしていないと記憶しており、例示としては不適切。	
	61	2	17-19	⑤p.2上から17行目「建築主事の審査能力との兼ね合いから…強く求められた」	左記の箇所を「建築主事の審査能力も踏まえて…精査する必要がある」と修正。	構造計算適合性判定を不要とすることが可能とする範囲の精査は建築主事の審査能力との関係だけ提起されたものではなく、原案記述は誤解を招く恐れが大きい。
	62	3	17-18	「制度を廃止しないこと…確認されなかった」	左記の箇所を「制度の廃止を求める意見が多く出されたが、一方で制度を廃止しないこと…確認されなかった」と修正。	廃止なくてもデメリットがないことも確認はされたが、発言した委員の多くは廃止を主張しており、検討会の雰囲気は正確に記述すべき。
	63	3-4	24(p.3)-3(p.4)	指定確認検査機関を拘束していない現行の法定期間の規定自体の存在意義自体を問いかける意見があったことを明記すべき。		指定確認検査機関扱いの建築確認が大多数を占めている現状で、それらの機関を拘束しない法律の規定を必要性や存在意義を提起し、他の委員からも賛同をいただいていた。審査日数の短縮に向けた議論は、法定期間とは別の問題として本とりまとめの中でも整理すべき。検討会では法定期間と審査日数自体(審査の迅速化)の議論が混在していた。また、法定期間と厳罰化については、構造計算適合性判定制度に関する議論を進めた後で、改めて議論するとの話だったが、その議論がなされないまま終了するのは残念である。
	64	3	32	「精度向上等設計者側の協力…」	左記の箇所を「精度向上等設計者側の努力」と修正。	審査の迅速化に向けては、精度向上等は設計者側の審査側に対する協力ではなく、業として携わっている者の当然の義務である。
	65	5	6-7	「平成19年施行の…問題もあり、結果として」	左記の箇所を削除。	事務局の立場からの意見としては理解できるが、検討会委員からはこのような意見はなかったはず。とりまとめには、公平に記載すべきである。
	66	5	7-8	「着工前及び着工後の計画変更に係る…」	左記の箇所を「大臣認定に関わる手続き期間が長期に渡っている…」と修正。	提起された意見は計画変更だけではなく、そもそもの大臣認定自体にも時間がかかり過ぎているとの指摘であったはず。とりまとめには公平に記載すべきである。
67	5	36	「引き続き議論を積み重ねていくべきである」	左記の箇所の次に「また、指定確認検査機関と建築主事及び特定行政庁の役割分担と各々の責任についても改めて検証することが必要である」を追加。	いわゆる建築確認の民間開放がなされてかなりの時間がたち、様々な問題点も浮き彫りになってきていることから、改めて検証すべきである。本意見は特定行政庁以外から提出されることはまずないと思われるため、敢えて意見として提出する。	



委員名	意見番号	座長中間とりまとめ案 における対応箇所		修正・意見対象	修正・意見内容	理由
		ページ	行			
尾島 勲					なし	
木原 碩美					なし	
久保 哲夫					なし	
桑原 耕司					なし	
櫻井 敬子					なし	
鈴木 祥之					なし	
角 秀洋					なし	
高野 雅司					なし	
東條 隆郎					連名意見あり	
橋爪 啓文					なし	
細澤 治					連名意見あり	
峰政 克義					連名意見あり	